

裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和7年(行ヒ)第32号
決定日 令和7年4月25日
裁判所 最高裁判所 第二小法廷
裁判長裁判官 岡村 和美
裁判官 三浦 守
裁判官 尾島 明
当事者等 申立人 本町化学工業株式会社
同代表者代表取締役 氏名
同訴訟代理人弁護士 高橋 善樹 ほか
相手方 公正取引委員会
同代表者委員長 古谷 一之
同指定代理人 中島 菜子 ほか
原判決の表示 東京高等裁判所令和4年(行コ)第283号(令和6年10月16日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和7年4月25日

最高裁判所 第二小法廷

裁判所書記官 阿部 真二

